

第17回 ODR推進検討会 議事録

第1 日 時 令和4年1月28日（金） 自 午前10時00分
至 午後 0時01分

第2 場 所 東京地方検察庁4階 4A会議室

第3 議 題 1. 開会
2. 将来的な検討課題の整理
（調停による和解合意に執行力を付与しうる制度の創設等関係）
3. パブリックコメントの結果の報告について
4. 閉会

第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○渡邊参事官 それでは、まだお見えになられていない方もいらっしゃると思いますが、定刻となりましたので、第17回ODR推進検討会を開会させていただきます。

今回も多くの方にウェブ会議により会議に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。この会議での発言方法につきましては、これまでと同様に挙手機能等を活用していただけたらと思います。

それでは、垣内座長、よろしくお願いいたします。

○垣内座長 おはようございます。本日もお忙しい中御出席くださりまして、ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 本日の資料は資料1から4までの4点となります。資料1は「新たな制度の導入を見据えた将来的な検討課題の整理」と題するものでございまして、本日の御議論のたたき台として事務局の方で用意させていただいたものでございます。資料2は、法制審議会仲裁法制部会の第17回会議の部会資料、資料3は、第16回会議の部会資料を抜粋したものでございます。資料4は「パブリックコメントの結果について」と題するものでございまして、ADR法第11条第2項の改正、ADR法施行規則及びガイドラインの改正案に対するパブリックコメントの結果を御報告するものでございます。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございました。資料の方は問題ありませんでしょうか。

それでは、次に議事次第の2というところ、将来的な検討課題の整理というところに入りたいと思います。こちら、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 それでは、資料1を御覧ください。

1の法制審議会仲裁法制部会における議論状況を御覧いただけたらと思います。

部会では、ADRの利用を一層促進し、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図る観点から、調停による和解合意に執行力を付与しうる制度の創設などについて調査審議が進められておりまして、今般、事務局から要綱案のたたき台が示されたところでございます。

これまでの部会の議論では、私も関係官として参加しておりましたけれども、執行力を付与しうる対象となる和解の範囲につきましては、国内の事案に関しては、一定の紛争類型を除いて、認証ADRにおいて成立した和解を対象とすることにつきましてはおおむね異論がなかったところかと存じます。もっともこの部会の議論の過程では、とりわけ家事紛争に係る和解を対象から除外すべきかどうかの議論に際しては、ヒアリングやそれを踏まえた議論において様々な指摘や意見が見られたところでございました。

部会では、こうした指摘や意見として述べられたところについては、いずれも制度の導入による弊害ではないと整理し得ることができるものの、認証ADRの適切な運用を図る観点から別途検討されなければならない課題であるとされました。適切な運用を担保するための方策として、新たな制度について広く国民に対する周知を徹底していくことは当然のこととして、ほかに、例えば認証紛争解決事業者に対しては、債務名義とするに適した和解条項を

作成することなどの研修を実施することや、成立した和解に執行力が付与され得ることを踏まえた説明モデルを開発することなど、ガイドラインの見直しの可否を含めた認証制度の運用面について検討を行い、部会において指摘された「弊害」に対応していくことが必要であると、このような指摘がされたところでございます。

以上のような今般の要綱案のたたき台の提案に至った部会での御議論の経緯などに鑑みますと、本検討会におきましても、新たな制度の創設などを見据えた上で、家事紛争を含む紛争全体を念頭に、認証制度のより一層適切な運用を図るために今後検討を加えるべき将来的課題を今のうちに整理しておくことも重要かつ有益ではないかと思われるところでございます。

そこで、本日の会議では、新たな制度の導入を見据えた将来的な検討課題の整理を試みたいというように考えております。資料2に基づきまして、仲裁法制部会の幹事の福田敦民事局参事官に要綱案のたたき台を簡単に御紹介いただいた後に、今御覧いただきました資料1の2以降のテーマについて御議論いただきまして、今後法務省において検討を加えるべき将来的課題について一定の整理を試みたいと、このように考えているところでございます。

事務局の方からは以上でございます。

○垣内座長 御説明ありがとうございました。それでは、調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱案のたたき台につきまして、福田参事官から御説明いただきたいと思っております。福田参事官、よろしく願いいたします。

○法務省民事局福田参事官

本日はこのような機会を設けていただきましてありがとうございます。また、仲裁法制部会での議論をODR検討会の方でもフィードバックして御議論いただけるということで、大変有り難く思っております。それでは、私から資料2及び資料3について、補足で御説明をさせていただきます。概要につきましては先ほど渡邊参事官から御説明があったとおりでございますけれども、若干私からも付け加えさせていただきますと思っております。

まず、資料2を御覧いただければと思います。こちらは先週、1月21日金曜日に開催された仲裁法制部会第17回会議の部会資料になります。表題を御覧いただければお分かりのとおり、要綱案のたたき台ということになっておりまして、これに基づいて議論をさせていただきました。この要綱案は大きく3部構成になっておりまして、第1が新法の制定による整備、第2がADR法の改正による整備、第3が民事調停事件の管轄に関する規律の見直しということになっております。本日の議題との関係では第1、第2が議論の中心になろうかと思っております。

仲裁法制部会では、もともと国際的な観点、すなわち国際仲裁の活性化というところから議論がスタートした関係で、おととしの9月に発効したシンガポール条約というものを将来的に我が国が締結することを見据えた検討ということが一つの柱としてありました。それとともに、平成16年のADR法制定時から議論のある、和解に対する執行力の付与という国内的な課題についても併せて議論をしたということになります。

御承知のとおり、仲裁法制部会では、昨年3月に中間試案を取りまとめてパブリックコメントをかけさせていただきましたけれども、その結果を踏まえて議論を進めたところ、国内のものについてはやはり全面的に取り込むのではなくて、一定の要件の下に執行力を付与する制度を創設してはどうかという方向で議論が進みましたことから、新法とADR法とで立

て付けを変えて検討しているところでございます。なお、この新法というのは、条約の実施法たる性質を持つ法律を新しく制定して、国際的な和解合意についてはこちらで規律をするということ想定しております、ADR法の方は、基本的に国内の事案が対象になるということになるかと思えます。

新法とADR法とにおいて、大きな制度設計自体はそれほど変わりありません。執行力を付与するに当たっては、和解合意そのもののほかに、それに基づいて民事執行ができる旨の当事者間の合意というものを要求しております。さらに、その和解合意を裁判所に持ち込んで裁判所において一定の要件を審査するということを前提に、執行決定というものを出して、その執行決定が確定したものについて債務名義になると、こういう仕組みになっておりまして、これは新法、ADR法ともに同じ制度ということになります。

新法とADR法とで若干異なる点があると思えますと、先ほど申し上げた民事執行の合意をするタイミングの問題ですけれども、条約実施法の方は特段そこに制限は設けていないと、契約締結時から最終的な和解合意の成立時まで、どのタイミングで民事執行の合意をしても構わないということになっておりますが、ADR法の方は、認証ADRの手続においてこの民事執行の合意をすべきであるということで議論をしております。

それから、執行力を付与し得る対象範囲というところですが、基本的にはおおむねシンガポール条約並びということにはなっておるわけですが、ADR法の方につきましては、先ほど渡邊参事官からの御紹介もありましたとおり、家事紛争についてシンガポール条約よりも若干、適用範囲を広げる方向で議論が進められました。具体的には、国内において養育費の未払というものが社会問題化していることから、この支払を確保するというニーズがあるということを前提に、たたき台では、養育費や婚姻費用等の一定の類型のものについての金銭債権を適用対象とするということで提案されております。

また、消費者紛争についても議論がありましたけれども、条約実施法の方につきましては、シンガポール条約に倣い、双方又は片方が消費者という場面については適用から除く、裏から言いますと企業間同士の和解合意のみを適用対象とするということにしておりますけれども、ADR法におきましては、消費者と事業者との契約に関する紛争、いわゆる消費者契約に関する紛争のみを除外して、双方が消費者のものは適用対象にするという方向でたたき台を作成させていただいております。

こういった適用範囲に関する議論において、運用面での今後の手当てというものが必要だというような方向性が出てまいりまして、それが部会資料16、今回の資料で申しますと資料3の19ページの23行目辺りから記載をさせていただいているところでございます。

念のために申し上げますと、認証制度の運用面についての議論は、家事紛争における和解合意を適用対象とすべきかに関するヒアリングや、それを踏まえた議論を切っ掛けにして始まった議論ではありますが、仲裁法制部会での整理としましては、やはりそこは家事紛争に特化したものではなく、執行力の付与という平成16年の制定時では取り込まれなかったことが新しく今回、効果として設けられるという、この改正に伴った運用面での検討という形で受け止めておりますので、そのような観点からこちらの検討会でも御議論を頂ければと思っております。

執行拒否事由等々も若干違いがある部分がございますけれども、今日の御議論とは関わりが低いところかなと思っておりますので、もし何か補足すべきことがあれば後で質問等を頂ければ

と思いますので、私からの説明は取り急ぎ、この程度にさせていただきたいと思います。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、これから資料1の2のところ、新たな制度について国民及びADR機関の理解増進を図るための方策という部分について御議論をお願いしたいと思いますが、まず、この点について事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお祈りします。

○渡邊参事官 それでは、資料1の2を御覧いただけたらと思います。現行の認証制度は、和解に対する執行力の付与を前提にするものではございませんので、利用者である国民はもとより、認証ADRの運営主体となっております認証紛争解決事業者におきましても執行力に対する理解が十分でないことも懸念されないではない状況にあらうかと思っております。そこで、先ほど福田参事官の方から御説明のあったような新たな制度の導入を見据えて、広く国民に対する周知を徹底することはもとより、認証紛争解決事業者に対する周知、研修を通じ、その体制整備を法務省において支援していくことも必要であると考えられます。本日はその方策につき、皆様からいろいろなアイデアなどを広く募っていきたいなというふうに考えております。どうぞよろしくお祈りいたします。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、この点につきまして、ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、御質問あるいは御意見等のある方がおられましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

佐成委員、お祈りいたします。

○佐成委員 佐成でございます。御説明ありがとうございました。1点、確認をさせていただきたいと思っております。今度の新しい制度で、認証ADR機関につきましては執行力を付与し得るという制度が導入される見通しということでございますけれども、認証ADR機関全般に等しく執行力を付与するという、そういうことなのか、それとも、個別に各事業者が選択できる、要するに、執行力の付与という新しい制度ができたけれども、これはうちではやりませんという、そういうことを宣言するといえますか、そのようなことも可能という理解でよろしいのかという点だけ、念のために一応確認したいと思います。よろしくお祈りいたします。

○垣内座長 それでは、御質問ですので、事務局から御回答をお願いできますでしょうか。あるいは、どちらでも結構ですが。

○法務省民事局福田参事官 では、私の方から答えさせていただきます。よろしいですか。

○垣内座長 お祈りします。

○法務省民事局福田参事官 民事局の福田でございます。御質問ありがとうございます。今の点につきましては、仲裁法制部会で大きく議論されたということではございませんけれども、事務当局の考えとしましては、これはADR機関の機関規則等において、そのような定めを設けること自体は可能であると思っております。ただ、その点も含めて、これから御議論いただくとお祈りしますが、当事者に対する説明というものをしっかりと尽くしていただき、当事者がその点を納得した上で手続を利用するというような形の制度ということがやはり望まれるのではないかと思います。そういったところで、結論としましては、各ADR機関で御対応いただくことが可能であるということをお祈りに今は考えてございます。

以上です。

○垣内座長 佐成委員、いかがでしょうか。今のようなお答えでありますけれども。

○佐成委員 その点は分かりました。要するに、認証ADR機関の選択が可能であると、そういう制度になっているということだと思います。そうしますと、その点の周知ないし理解促進という点につきましては、2段階の問題が生じ得ると理解いたしました。つまり、まずその制度選択の段階の問題として、認証ADR機関は執行力の付与制度を選択している場合にはそのことを積極的に表示すべきですし、そもそもそういう制度を取っていない認証ADR機関も、取っていませんよということを明確に周知徹底する必要があります。そして、制度を選択した認証ADR機関は、それに加えて、執行力を付与する合意を当事者間でする段階の問題としてさらにその説明をしなければならないという、いわば2段階の二つの説明が必要になると、そういうふう理解していいのかなというふうに思いました。特にそういうふうな理解で問題がなければ、それで結構でございます。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして小澤委員、お願いしたいと思います。なお、小澤委員におかれては今日、途中で退出されると伺っておりますので、この機会に、この点に限らず、後半部分で御発言予定のところがあれば、併せて御発言を今、頂ければと思いますので、よろしく願いいたします。

○小澤委員 ありがとうございます。

座長、御配慮いただきありがとうございます。まず、2について、国民に対する周知についてですけれども、周知の内容としましては、ADR、ODRの解決手段の一つとして執行力が付与される類型も加わったというスタンスで行うことが望ましいのではないかと考えております。といいますのは、仮に執行力が付与されることになるということを強調した周知を行った場合には、幾つかの懸念があるということを考えています。

第1に、そもそも適用除外となる類型についても対象となるような誤った受けとめ方をされる可能性があるということ。第2に、執行力が付与されるから使い勝手のよいADR、ODRになりましたという受けとめ方をされる可能性があると思いますが、そうすると、執行力がない、あるいはあえて執行力を付与しないADR、ODRについて、マイナスイメージになるのではないかなと思います。それが多様な解決方法を許容するADRの発展を阻害することになったりしないかなということを心配しています。2については以上でございます。

3については、基本的には説明の項目が増えることは別として、現在求められている法第14条に基づく説明義務を粛々と行うことに尽きるというふうに考えておりますが、説明に当たっての双方向性の確保は一層意識されるべきではないかという意見を持っています。

4については、適格な特定和解の成立を担保するための措置についてということでコメントさせていただきます。今後予想される特定和解としては、不動産登記に関するものもあると思っています。不動産登記に関しては現在でも、判決による登記など、裁判所の手続を利用する場合に際しては、いざとなったら登記ができなかったという事態を回避するために、事実上、事前に法務局に照会を行うということをよくやっています。したがって、特定和解について、特定和解の内容が債務の内容が特定できないということで執行拒否事由に該当したり、法務局で登記申請が却下されるというような事態を避けるためには、認証ADR機関が法務局に事前照会ができる制度設計が望ましいのではないかと考えております。こう

した必要性は不動産登記に限定されるものではないのかもしれませんが。したがって、認証ADR機関は合意成立に先立って関係機関に事前照会できるという規定を置くことが、適格な特定和解の成立を担保するための措置として考えられるのではないかという意見を持っています。以上です。

座長、最後にちょっとトライアルのこともよろしゅうございますか。

○垣内座長 どうぞ。

○小澤委員 実は日本司法書士会連合会では、以前も少し御報告させていただきましたが、今年の1月からトライアルプロジェクト2というのを実施しております。座長をはじめとする先生方にもいろいろアドバイスを頂き、本当にありがとうございます。今回のトライアルは、SNSチャットやオンラインに抵抗が少ないであろう若い世代、学生をメインターゲットとしておりまして、成年年齢引下げに伴う各種の課題解消にも資するものとして、広報依頼などを順次させていただいています。期間満了後には、もうこの検討会はないわけですが、何らかの形で御報告をさせていただければなというふうにも思っています。今後はチャット調停など、ODR型を新たな選択肢として国民の皆様を提供すべく、連合会、司法書士会は、認証の変更等も含めて、そういう方向に舵を取りたいというふうにも思っていますので、もちろん組織的検討課題もたくさんあるのですが、引き続き先生方の御助力を賜ればと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○垣内座長 どうもありがとうございました。2、3、4の各点について御発言を頂いたほか、トライアルプロジェクトの実施についても御案内いただきましたけれども、2につきましては、広報のやり方に関して御示唆を頂いたところで、全てのADR和解に執行力が付与されるというわけではないということですか、執行力が付与されないからといってADRが使い勝手が悪いということになるものではないといった点について留意が必要であるという御指摘、また、3の説明の在り方に関しましては、従来どおり説明が重要であるということも踏まえて、今後、双方向性、これは一方的な説明だけに終始するのではなくて、疑問点などがあれば、それを十分に踏まえた上での説明が必要だろうという御指摘かというふうに理解いたしました。また、4の適式・適格な特定和解の成立という点に関しまして、登記を例として、和解が十分に現実的なもの、合理的な内容となるために、関係当局等への照会等が必要な場合もあり得るので、そういった点も踏まえて今後運用の在り方等を更に検討していただきたいと、こういった御趣旨の御提言を頂いたかというように思います。どうもありがとうございました。

それでは、2のところに戻りまして、ほかの委員の先生方からさらに御発言があれば、頂きたいと思います。

それでは、出井委員、お願いできますでしょうか。

○出井委員 出井です。まず総論的なことですが、今回新たな制度が導入されるわけですから、国民一般に対する周知広報、法令あるいはガイドラインの運用の見直し、それから各機関での実務の運用の見直し、これらが必要になってくると思います。先ほど福田参事官から御説明があったように、法制審の部会では家事のところでは問題になったことではあります。問題は家事には限られないと思います。そこでも、これから議論する説明の問題、それから債務名義に適した和解文言という問題、さらには和解成立過程の問題、いろいろ指摘

されたわけですが、これらは家事に限られるものではないという理解です。その上で、2の新たな制度についての国民及びADR機関の理解増進を図るための方策ということについて、これも概括的なコメントを差し上げたいと思います。

先ほど福田さんから御説明があったとおり、今回は認証ADRに限るということで執行力が付与されるということになります。認証を取っていない弁護士会ADRにも広げるかどうかという議論はあったのですが、それは将来の課題ということにされたわけです。ということは、認証ADRに限ることになるわけで、非認証の弁護士会ADRには執行力が今回付与されないわけですけれども、やはり日弁連、それから弁護士会としては、自分のところでやる場合だけではなく、広く国民に今回の制度を周知する責務を負っているというふうに思いますので。ここに書いてある日弁連、弁護士会も、制度の周知には役割を果たす必要があるというふうに思っております。そのことを改めて申し上げておきたいと思います。

周知広報の方向性ですけれども、これは先ほど小澤委員がおっしゃったことに私も賛成で、大きな方向性としては、オプションが増えるという方向で周知広報すべき、あまりバラ色のイメージを与えるようなものであってはいけないうし、正に等身大のものとして周知広報、正確に説明をする必要があるかと思えます。これは一般的な広報周知の場面でも一言申し上げておきたいと思います。

それから、実は法制審の部会でも確認したのですが、弁護士会でやっている仲裁法38条1項決定というのがあります。これは和解あっせん成立した、あるいは成立しそうなときに仲裁合意をして、仲裁手続に移行して、仲裁法38条1項の決定を行う、仲裁判断と同一の効力を有する決定を行うというものです。今回の新しい制度でこの実務が否定あるいは制限されてしまうものではないということは、前回の部会でも確認いただいたことです。38条1項決定、仲裁判断と同一の効力を有する和解合意に基づく決定ですけれども、これについてもおそらく、少なくとも債務名義に適した文言という点では密接に関係してくる問題です。弁護士会としてもそこは人ごとではなく、自分のこととして、会員への周知も含めて、図っていかなければならないと思います。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございました。総論的なお話に加えて、2の広報の部分について、やはり、これはオプションが増えるということであるけれども、執行力が付けば何でもバラ色ということではなく、正確な情報の提供に心がける、等身大という言葉が使われましたけれども、そういった御指摘を頂き、また、弁護士会の対応についても御説明を頂きました。どうもありがとうございました。

○出井委員 すみません、もう1点よろしいでしょうか。これは先ほど佐成委員から問題提起のあった、認証ADR機関で機関ごとを選べるのかという点です。私も総論としてはその方向に賛成というか、それは可能だと思いますけれども、よく考えてみるとなかなか難しいのは、機関規則で排除するという具体的なイメージが、実際にやってみるとなかなか難しいかもしれないというふうには思います。当機関で成立した和解には執行決定を申し立てることはできないというふうにするのか、執行受諾の合意はできないというふうにするのか分かりませんが、実際に規則を作ってみると、そこはなかなか難しいかもしれないと思います。今後の検討課題です。

もう一つは、そういう規則があったときに、それにもかかわらず当事者が執行受諾合意を

した場合にどうなるのかという問題です。部会でもそういう問題提起はしたんですけれども、ここは解釈問題として残るかなと思います。機関規則よりも当事者の個別の合意が優先するというのが通常の解釈だと思いますが、果たして本件の場合、それでよいのかどうかという問題が今後は出てくると思います。その辺り、各機関で検討しなければいけない問題であるというふうに思っております。

○垣内座長 どうもありがとうございます。解釈論的な問題についても御整理いただいて、大変ありがとうございました。

それでは、続きまして斉藤委員、お願いいたします。

○斉藤委員 斉藤です。今の佐成委員の御指摘の問題で、関連して出井委員もおっしゃった点について発言します。まず、最初は確認なのですが、佐成委員の御質問はそもそも特定和解を行わないということが可能かどうかという御質問だったと思いますが、さらに、特定和解を行うのだけれども紛争類型を絞る、例えば家事事件についてのみ特定和解を行いますといった選択ができるのか、できないのか。あるいは債務名義の種類に関して、例えば金銭債権の執行についてのみ特定和解、すなわち執行力付与をうちのADR機関では行うけれども、それ以外の種類の債権、たとえば引渡しとか建物明渡しとかについてはやりませんよということが可能なのか、そこをまず最初に確認したいと思います。いかがでしょうか。

○垣内座長 それでは、お尋ねですので、事務局あるいは福田参事官になりますでしょうか。

○渡邊参事官 先ほどの福田参事官の御説明を踏まえると、そういった考え方も成り立ち得るのではないかと思いますけれども、いずれにしても解釈論が前提になるところではあるので、今後よく検討していかなくてはいけないのだろうと思います。いずれにしても、認証ADRの手続において成立した和解が対象となりますので、まずは、和解の仲介を依頼する手続実施依頼契約の内容がどういうものなのかという契約論にも跳ね返ってくるのではないかと思います。これに関連して、その契約の締結に先立ってどういった説明がされるべきなのか、これもやはり密接不可分なものとして問題になり得るかと思しますので、認証ADR事業者において、それぞれどういった設計にされるのかということをもまずきちんと整理される必要があるのかなというふうに思いました。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。斉藤委員、どうぞ。

○斉藤委員 今回の御説明に関連してなんですが、執行力の付与の対象をあまりにも細分化するのはどうかという考えもあるかと思うのですが、ただ、実は認証ADRの専門性という観点から見た場合には、とても重要なことだと思っています。例えば、不動産登記あるいは会社登記についての専門性を有する機関であれば、その登記に関する和解合意について執行力を付与しますとか、あるいは家事事件について非常に専門性のある機関であれば、家事事件についての和解合意について執行力を付与しますとか、そういうことはむしろ積極的に推進、推奨されていいことではないのかなというふうに思いました。これは意見にわたることなのですけれども、その前提として、そういう個別の分野、あるいは債務名義の種類に応じた限定ができるかどうかという御質問をさせていただいた次第です。

次ですが、仲裁法38条1項の決定ですね、つまり和解合意に基づく仲裁判断、これは出井委員におっしゃっていただいたとおりだと思います。実は非認証の弁護士会ADRではそのことも重要な課題だと思っています。仲裁法38条1項の決定は、手続的にはほぼ今回の

執行力付与と似ているんですね。当事者の合意があって、そして、それに基づく一定の和解契約書に代わる仲裁判断書が出て、そして裁判所の執行決定を受けるという点で。この仲裁法の制度が維持されるということであれば、それに基づいた執行力付与の枠組みもあるのだということ、もう少し、事業者や国民一般に対して周知徹底することについても触れていただけるといいと思いました。

○垣内座長 どうもありがとうございました。機関ごとの選択という中に、できる、できないだけではなくて、紛争の種類であるとか和解条項の内容等に応じた限定ということも考えられ、かつ、そのことは積極的な意義を持ち得るのではないかという御示唆を頂きましたし、また、周知広報の内容として、仲裁法38条決定の利用可能性という点も考慮に入れるべきではないかという御指摘を頂いたところかと思えます。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、川口委員、お願いいたします。

○川口委員 ありがとうございます。川口でございます。先ほど小澤委員からも、適用除外となったADR機関への留意の御意見がございましたが、今回、消費者と事業者の間の契約での紛争の執行力の付与が先送りとなりましたことを残念に思っております。そんな中で、消費者トラブルの紛争解決を行っている経験から意見を伺わせていただきたいと思えます。多くの一般の国民にとって法律用語はなじみがなく、我々も消費者への注意喚起においても大変苦慮しているところでございます。ADRとか執行力という言葉についてはなおさらではないかと思われまます。このため、新たな制度の国民への周知に当たりましては、メリットやその意義を身近に感じていただけるような、自己のこととしてイメージしやすい事例、例えば養育費の事例などを挙げて御説明いただくなどの工夫があると、より理解の促進が図れるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。法律になじみのない一般の方でも具体的なメリット等を分かりやすいような具体例などを用いて、分かりやすく説明されることの重要性を御指摘いただいたかと思えます。ありがとうございます。

それでは、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。山田でございます。今、先生方から出ました意見について、いずれもなるほどというふうに思いまして、特に異論はございません。若干重複するところもございますけれども、こういうことが有り難いかなということをお願いいたします。

一つは、規則に関してですけれども、施行規則の9条に手続事業者の事業内容ということ、で掲示すべき内容とされていますけれども、ここもオンライン等でも開示ができるという方向に行きそうでございますが、ここでも執行力を付与する可能性があるかどうかということについては、様々な類型に細分化するかどうかも含めて記載をするという可能性はあろうかというふうに思います。それから、どこの機関にお願いをするかということにつきましては、先ほど日弁連あるいは弁護士会にもというお話、出井委員からありまして、それはおっしゃるとおりですが、先ほど言われたことにプラスするとすれば、いわゆる弁護士助言措置ですね、これの対象として、執行力に係る部分については、やはり適正な、あるいは適切な執行に向けて、ぜひ御助言を頂きたいと思えますので、それへの御協力という意味でも、ぜひ周知等の対象として、連携していただければというふうに思いました。それから、従来この部

会でも御議論ありますように、当事者が最初にアクセスするのが相談機関であるとし、相談機関にもぜひということになろうかと思えます。加えて、裁判所はここには書いておられないかと思えますけれども、執行拒否事由との関係、あるいは、今まで裁判所として必ずしもなじみのない認証ADRの手續等に関して、一定の御理解を頂くということもあろうかと思えますので、どの段階でということは、他の機関とは少し時期が違つかもしれませんが、裁判所にもお願いしたいと思えます。それから仲裁機関ですね、これも先ほどお話がありましたように、38条の問題もありますし、いわゆるメディエーション・アービトレーションの可能性もございますので、その辺りもできればどこかの段階で周知をしていただくと有り難いかなというふうに思えます。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。揭示の内容等において、この執行決定が付与される可能性について盛り込むことも考えられるのではないかという御指摘、また、弁護士会との連携に関しては弁護士助言措置との関係でも重要性を持つのではないかという御示唆を頂きました。また、周知広報先として、資料に挙げられているものに加えて、裁判所であるとか仲裁機関といったものも視野に入れて考えることがあり得るのではないかという御示唆を頂いたかと思えます。どうもありがとうございます。

それでは、佐成委員、お願いできますでしょうか。

○佐成委員 今いろいろお話を伺っていて感じたところですが、これは私のような企業ユーザーの立場からしますと、こういう広報がなされ、周知がなされるとしても、認証機関ごとにメニューがばらばらといますか、詳細は外からはよく分からないということにもなります。結局3の問題に関わってくるんでしょうけれども、実際にその機関に問い合わせしてみないとその機関は一体何をやっているかということがはっきり分からないというような状況になる。そうすると、ユーザーとしては非常に使い勝手が悪いなと感じます。ある程度、一覧というか、この機関はこうだということがどこかを見ればすぐ分かるというような形にしてあれば、あらかじめインターネットなりで情報収集した上で、個別の機関にさらに詳しいことを聞くというようなステップを踏むんじゃないかという気がしております。そういう意味で、広く、いろいろなところにこういうのができましたよということを言ってもらっても、ユーザーにとっては情報過多で無駄が多く、むしろある程度、どの機関はどういう紛争を専門にしているとか、あるいは執行力は付与されていないのだから、そういった主要部分は、個別の機関にいちいち聞かないと分からないのではなくて、もうちょっとすぐ分かるよう一覧化しておく、そういった仕組みも必要ではないかというふうに感じております。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。認証があるかどうか、あるいは認証機関であっても、その機関の考え方等によって執行決定の付与の可能性が変わってくるということだとすると、その点がユーザーから見て分かりにくくなる可能性があるということで、一覧性のあるような形でその点がすぐ分かるというような方法も必要ではないかという御示唆を頂いたかというふうに思えます。ありがとうございます。

齊藤委員、お願いします。

○齊藤委員 さきほど山田委員から連携先の1つに裁判所が挙がりましたが、非常に重要だと思うので、駄目押しの発言させていただきます。たしか、日本ADR協会も、今度、執行

力が付与されるにふさわしい和解文言に関して研修会を開かれるそうで、その講師は東京地裁の現役の裁判官なんですね。やはり執行力が付与されるにふさわしい和解文言は何かを一番よく御存じなのは裁判所だと思います。あるいは裁判所書記官も含めて良いです。そういう意味で、やはり裁判所の御協力ないし専門的知見に基づいた御指導のようなことは、この問題には不可欠ですので山田委員が御指摘いただいた点に強く賛同いたします。

以上です。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。適切な和解条項の文言を作る上で裁判所との連携も非常に重要であるという、これも重要な御指摘かと思えます。ありがとうございます。

それでは、渡邊委員、お願いいたします。

○**渡邊委員** ありがとうございます。渡邊です、よろしくをお願いいたします。

理解増進を図るための方策という点についてなんですが、先ほどから先生方の方で、例えば、メニューが多いと分かりにくいですか、消費者からすると法律用語が分からなくて、なかなか御理解いただくのが難しいのではないかとといった意見が出ていたのではないかと思います。今回、ADR、ODRの認知の向上をしていく中で、選択肢が増える、オプションが増えていくということを伝えていくことは非常に重要であると同時に、様々な研究から、選択肢が多ければ多いほど人は判断をするのが難しくなるということも示されていますので、こういったものに関しても、例えばオンラインフォームなんかを使って、インターネット上で情報検索が容易になるとか、一般の方が使うような言葉のキーワードを入力していくことによって、そこから適切なADR機関へつないでいけるとか、そういったサービスの在り方というのは考えられるのではないかなと思ひまして、意見をさせていただきました。

以上です。

○**垣内座長** ありがとうございます。御指摘のように、選択肢が増えるということによって、その選択に際しての判断も難しくなってくるという問題もあり、そのことも踏まえて、情報収集ですとか判断の支援、サポートの在り方についてもアイデアを頂くことができたかと思ひます。ありがとうございます。

井出委員、お願いします。

○**出井委員** 先ほど2の周知広報のところ、等身大のということを申し上げましたが、そのところを若干敷衍して申し上げたいと思ひます。

この検討会で、先ほども各機関が執行力を付与するという議論をされていましたが、それはある意味でレトリックであって、ADR機関で執行力を付与するわけではないんですね。ADR機関で行うのは和解合意と、それから民事執行の合意と、そこまですになります。実際に執行力が付与されるのは、その後、当事者が裁判所に執行決定を申し立て、それが認められて初めて債務名義になるということです。この執行決定の申し立てというのは、おそらく申し立て手数料はそんなに大した額ではないのですが、やはり裁判所に行くということでもかなりのハードルもあります。なので、執行力が与えられるという言い方が、和解合意をしたらそのまま強制執行ができるかのように受け取られないようにという意味での、具体的にどういう言い方をするかはともかくとして、そこは頭に置いておかないといけないと思ひます。それが1点です。

それから、もう1点、逆に執行力が与えられない場合は、では和解合意は何の効力もないかということ、そんなことはなくて、私法上拘束力のある和解合意ということで、単にそれを

エンフォースするのに通常訴訟に訴えなければいけないのか、それとも執行決定で債務名義になるのかという、その違いだけですから、それが最初に小澤委員がおっしゃった、あくまでもオプションであるということですね。それを周知するときに、執行力を与えられないものが何かあまり実効性がないADRであるというふうに受け取られないようにしないといけないと考えます。

この2点を等身大の意味として、具体的にどういう説明にすべきかということまでは今、申し上げることはできませんけれども、頭に置いた上で、一般的な周知広報を図ることを考えなければいけないというふうに思っております。

○垣内座長 どうもありがとうございます。等身大の正確な情報という点で留意すべき点を2点、改めて御指摘を頂いたかと思えます。飽くまで裁判所の執行決定という手続を経て初めて債務名義となるということですし、また、執行決定の対象とならないような和解であっても十分に有益なものであり得るということについて留意が必要だという御指摘だったかと思えます。ありがとうございました。

さらにこの項目について御発言等ありますでしょうか。あるいは委員以外のオブザーバーの方で御出席の方でも、もし御発言等があれば頂ければと思えますけれども。

おおむねこの2の点については、以上でよろしいでしょうか。

どうも、大変活発な御意見を頂きましてありがとうございました。それでは、2の点については取りあえず以上といたしまして、次の項目、資料1の3のところ、紛争の当事者に対する適切な説明の在り方を担保するための方策の点に移りたいと思えます。この点につきましても、まず事務局から資料の説明をお願いしたいと思えます。

○渡邊参事官 渡邊です。資料1の3を御覧ください。要綱案のたたき台で提案されております特定和解の制度を前提といたしますと、認証ADRは執行力の付与の対象となる和解を行うものと、そのような和解を行わないものとに分かれることになり得ることになります。この点は先ほど御議論いただいたとおりでございますが、そういたしますと、利用者の適切な手続選択の前提といたしまして、認証紛争解決事業者において十分な説明が行われる必要があるかと思えます。また、執行力に関する利用者の理解が不十分なものであれば利用者が不測の損害を被ることや、無用の警戒、畏怖などが生じることによって、和解の手続の応諾率、それから和解の成立率、こうしたことが今よりも低下してしまうことが懸念されるころではございます。そうしますと、認証紛争解決事業者におきまして、利用者に対しどのような説明がされるべきと考えられるか、また、そのような説明が確実に行われることを担保する方策としてどのようなものが考えられるか、こういった点につきまして、また同様に皆様のアイデア、御示唆を頂けると幸いです。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。私の方の環境の問題かもしれませんが、若干、背後で雑音のようなものですか、若干途切れがちであった部分もあったように思いますが、私のところでは御説明の趣旨は十分に聞き取ることができたように思いますが、他の先生方は支障ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、そのようなことで御説明いただきましたので、今の説明も踏まえまして、御質問あるいは御意見のおありの委員の先生方がおられましたら、御発言をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

上田委員、挙手されていますでしょうか。

○**上田委員** ありがとうございます。そうしましたら、3につきまして、先ほどの2の議論でも既に一部、委員から御発言があったところとかぶるんですけれども、弁護士助言措置でしょうか、ADR法でいうと6条5号関連だと思いますけれども、こちらについて多少、意見を述べさせていただきたいと思います。

一つの大きな懸念といたしまして、ADRで特定和解が成立した後に裁判所で執行決定が得られないという事態があるわけでございます。これに対する対応としまして、既に小澤委員からは、不動産登記に係ることであれば法務局への事前照会という御提案を頂きましたけれども、場合によっては裁判所に対する照会のようなことも枠組みとしては考え得るかと思えます。また、後の話になりますけれども、研修などによってADRの実施機関が適切な債権名義としての文言を作成できるように技能を磨いていくということも考えられるかと思えます。それと並行しまして、個別事件との関係で判断が困難な場合には、弁護士への助言を仰ぐということも考えられるかと思えます。これについてはガイドラインの問題になるかもしれませんが、具体的にどういう事項について助言を受けることがあり得るかという点については、例えば執行拒否事由に該当するか否かということが最大だと思いますけれども、そのほかにも、例えば、そもそも実行しようとする債権に執行可能性があるかとか、あるいは、執行力というのとちょっと違いますけれども、その他の問題として、例えば適用除外の消費者紛争に当たるかどうかというような問題もあり得るかと思えます。事業者なのか消費者なのか判断がつきづらい事例ということも消費者紛争ではあると聞いておりますので、こういうことについて、先ほど挙げました研修や照会と並びまして、弁護士助言の対象の中の例としてガイドライン等に含むということが一つ考えられるのかなと思えました。

以上です。

○**垣内座長** ありがとうございます。相互に内容が密接に関連しておりますので、今御発言いただいたのは、どちらかというところと4の適式・適格な特定和解の成立を担保するための措置というところに関係の深い内容であったようにも伺いましたけれども、もし何か誤解があれば。

○**上田委員** そうですね、すみません、失礼いたしました。適切な説明という問題についての意見ではなく、私に誤解がございました。後ほどの4についての議論としていただければと思います。

○**垣内座長** 承知いたしました。ありがとうございます。

それでは、斉藤委員、挙手をされていらっしゃるでしょうか。

○**斉藤委員** 上田委員の最後の御指摘は、必ずしも4プロパーじゃなくて3にもまたがっていると思ってお聞きしてしまして、例として消費者事件を挙げられましたが、同じように家事事件もそうですね。家事事件では例外の例外が設けられています。では、その例外の例外に当たるのか、当たるものはどの範囲なのか、ここが不明確なままだと、当事者が誤解するおそれがありますので、やはり説明すべき項目としては重要だと思います。

前提として、これを先に言えばよかったですのですが、シンガポール条約とは異なって、この執行受諾に関する合意の場面が、和解あっせん手続における合意でないといけなくなったのは、その点がやはり大事だと思っていたので、大変よかったですと思えました。

その上での話ですけれども、ここでもやはり認証ADR機関の専門性ということが根底にある重要なことではないかなと思っています。つまり、適切な説明の在り方やそれを担保す

る方策が今問われているわけですが、そもそも自分たちのADR機関にはこういう専門性があるということを明確に持っていれば、それを前提として利用者に対して専門性に裏打ちされた説明ができる、そうすると利用者の方も、そうであればその専門性の枠内で決めた合意なのだから十分な配慮がなされているだろうというふうに納得感が得られやすいのではないかと思います。そういう意味で改めてADRの専門性とは何かということが、もう一度掘り下げて考えていくべき課題になっているのではないかなと思います。これは意見になります。

以上です。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。御指摘のとおり、上田委員の言われたところは説明の内容にも関わってくるところで、今、斉藤委員からも御指摘がありましたけれども、まず前提として、その機関でどのような紛争についてどういった専門的な知見をもって解決を支援できるのかということがあり、また、その対象の中で適用除外となるような紛争が何であるのかといった点についても誤解のないような形で説明を尽くす必要があるだろうと、そういった問題の背景には、各ADR機関の持っている専門性について改めて考え直す、そういう機会にもなっているのではないかと、そういった御示唆も頂いたかと思えます。ありがとうございます。

では、山田委員、お願いいたします。

○**山田委員** ありがとうございます。こちらも今まで先生方が言われたことに特段付け加えることはないですが、1点、頂いた資料の2ページの2番目の・のところでは、執行力が付与され得ることを踏まえた説明モデルということで、財産開示あるいは弁護士会照会といったことも付け加えられています。強制執行の説明が必要なのは当然のことですけれども、財産開示等、どちらかというとなると執行債権者になる側のための説明がここに付け加えられているように思いますが、他方で執行債務者となる可能性がある方への説明というのも重要なのではないかなというふうに思いますので、執行債務者としての一種の救済ですね、差押禁止財産の変更の話ですとか、細かいことはいろいろとございますけれども、そういったことも説明の内容に加えていただくと有り難いかなと思います。

以上です。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。説明モデルの内容として、執行債権者側の視点だけでなく、執行債務者の視点に立った内容についてもさらに検討が必要ではないかという御示唆を頂いたかと思えます。ありがとうございます。

それでは、川口委員、お願いいたします。

○**川口委員** 川口でございます。今の山田委員の御意見に近い内容にもなるのですが、資料2の10ページ、4、調停和解の執行拒否事由の(1)や(4)につきまして、具体的に想定されている場面が把握できますと、紛争の当事者に対する適切な説明の在り方として、説明すべき事由について検討しやすいのではないかと考えます。また、(5)の手續実施者の公正性や独立性に疑いがある場合などが挙げられており、これを立証するのは債務者となっておりますが、当センターの相談処理の実務などを踏まえますと、当事者が実際に立証するとなると相当困難であると思われまます。一方で、手續実施者及びADR機関の公正性や独立性はADRの手續において根幹をなす事項でもありますので、最低限担保されるべき事項でもあります。そのため、少なくとも執行力が付与される特定和解を交わす前に、万が一当

該紛争において手続実施者やADR機関の公正性や独立性に疑義が生ずるおそれがある際には、手続実施者が積極的に開示することが望ましく、それを担保する措置が必要ではないかと考えます。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございました。執行拒否事由に該当するのが具体的にどういう場合であり得るのかということについて、抽象的な文言だけではなくて、具体例なども示す形で説明することが適切ではないかというお話、またあわせまして、手続実施者の公正性、独立性の問題については非常に重要な問題であるので、そうした疑いを持たれるような事由についての開示の在り方でありますとか、一旦こうした手続実施者、公正性に疑いのある者が関与した場合には、利用者としては非常に立証が困難であるといったことも踏まえて、この点は十分に留意すべきではないかと、そういう方向の御示唆を頂いたかと思えます。ありがとうございます。

それでは、出井委員、お願いいたします。

○出井委員 出井です。3の部分は、先ほどの2がいわゆる一般広報ということであったのに対して、3は各機関及び各手続での説明ということで、こちらの方がよりクリティカルな問題ということになるかと思えます。先ほども御説明があったかと思えますが、これはいろいろな場面が考えられまして、一つは手続開始前、申し立ての前ですね、あるいは相手方が応諾をするかどうかを検討する段階、申立て、応諾を検討する段階での説明です。それから、手続が始まった後、手続の冒頭段階での説明をどうすべきかという問題もあると思えます。さらには、和解が成立する段階ですね、このときにオプションとして執行力を得る道があるということの説明する、そういう段階もあるかと思えます。

手続開始前の各機関での一般的な説明は、これはあった方がよいと思えます。ここから先が、もしかしたら皆さんと若干違う意見になるのかもしれませんが、あくまでも執行力付与というのはオプションで、おそらく、予想ですけれども、大多数の事件は民事執行の合意をせず、和解合意だけで終わってしまうものであるのではないかと考えておまして、どこまでこの執行力の問題を詳しく説明する、あるいはそれを必須にするかということは、私は慎重に考えた方がよいのではないかと考えています。例えば、全ての案件について、民事執行の合意をして執行決定を付与する道がありますよということを必ず説明しなければいけないのか、それとも、それは和解合意が成立した段階で当事者から聞かれたときに、あるいは、そのときにオプションを示すだけでよいのか、その辺りはよく考えた方がよいと思えます。もちろん当事者から聞かれたら、どういう制度であるのかということは、その限界も含めて、答えられるようにしておく必要はあるかと思えますが、全ての案件で一律に詳しく説明すると、ADR手続、和解あっせん手続を非常に重たい、あるいは硬直的なものにする可能性があって、場合によっては和解交渉、和解あっせん、和解仲介を、阻害するまでには言いませんけれども、ぎすぎすしたものにしてしまう可能性があるということは頭に置いておかなければいけないと思えます。

その延長線上で、先ほど、2ページ一番下の検討例の二つ目の・ですね、成立した和解に執行力が付与され得ることを踏まえた説明モデルとあって、ここは正に執行債権者側に対するアドバイスということになりますよね。先ほどの山田委員の御指摘は、そちらのアドバイスをするのだったら、アドバイスというか情報提供ですね、そちらの情報提供をするのだ

ったら執行債務者側の情報提供もしなければいけないのではないかと、それはそのとおりだと思います。しかし、私はADR機関が果たしてそこまでの情報提供を必ずしなければならないのか、聞かれたら答えられるようにはしておいた方がいいと思いますけれども、ADR機関の役割というのは、やはり和解を成立させる、あるいは執行決定に適する和解を成立させることまで、そこから先は、そこはもうADR機関の責任ではないというふうに私は整理すべきだと思っておりますので、あまり執行あるいは執行の相手方になったときのことまで詳しくADR機関で説明しなければならない、もちろん機関によってはそこまで説明するところはあると思いますが、それを全体に義務付けるということは、私は慎重に考えるべきではないかと思っております。今回オプションでこういう制度ができたわけですが、例えば、今までも時効完成猶予効について必ず説明していたかということ、多分そんなことはないと思いますし、ここを具体的な手続でどこまで説明するのかというのは、あまり一律に考えるのはどうかというふうに思っております。

○垣内座長 どうもありがとうございます。先ほど出てきた機関ごとの選択というお話とも関連するところかもしれませんが、執行力付与の可能性を前提にする機関であっても、全ての機関で一律に何か一定のモデルに従って説明が要求されるということでは必ずしもないのではないかと、強制執行の問題についての説明は、和解交渉を円滑に進めるということとの関係では一定の緊張関係があるといったこともあり、あくまでオプションであるということについて、どこまで一律の説明を求めるべきか、そこは慎重に考えるべきではないかという御意見を頂戴したかと思えます。

○出井委員 すみません、ちょっと誤解のないように申し上げておきますけれども、例えば法務省とかADR協会でモデルを作ったりとか、そういったことまでやるべきではないと申し上げているわけではなくて、一律に義務付けることは慎重に考えるべきである、ということ、もちろん各機関の判断、ベストプラクティス、ベタープラクティスというのはあっていいと思いますので、そこだけ申し上げておきたいと思えます。

○垣内座長 御補足いただきまして、ありがとうございました。

それでは、山田委員、挙手されていますでしょうか。

○山田委員 ありがとうございます。渡邊委員が先に手を挙げられたかもしれませんが、今の出井委員のお話への補足なので、よろしいですか。申し訳ありません。

○垣内座長 はい、お願いします。

○山田委員 今、出井委員が御補足を頂いたこととほとんど同旨ですけれども、説明モデルといった場合には、具体的には何パターンか考えてもよろしいのではないかなというふうに思いまして、特に紛争類型あるいは当事者類型として、完全にB to B的なものと家事的なもの、あるいは消費者間のものというのでは大分性質も異なっていると思いますし、説明の内容も、それから説明の方法として、口頭での説明なのか、それとも、例えば紙媒体等を提供することで済むのかといったことも、いろいろなパターンがあり得るかと思えますので、それを様々選ぶ、あるいはその組合せを考えていくというような余地を残すということ前提として御議論いただくと有り難いかなというふうに思えます。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。モデルは有益であるにしても、モデルの内容で一律に義務付けられるということではなくて、各機関における判断の幅というものが認められ

てしかるべきであるということ、また、そのことを踏まえると、モデルそのものについても幾つかのパターンを用意していくということも考えられるのではないかと、出井委員、山田委員からそのような方向の御指摘を頂いたかと思えます。

それでは、渡邊委員、お願いいたします。

○**渡邊委員** よろしくお願いいたします。2の点と関連して、利用者の行動態様という点から考えてみたのですが、まず、ADR一般の認知度の向上がある程度実現したとして、その情報を得た潜在的な利用者がADRを利用しようと考えたときに、今であれば一般的にインターネットで検索をするということになろうかと思えます。そのときに、一つ目に検索するのがADR機関ということになると思いますので、先ほど佐成委員からも御指摘があったように、各ADR機関でどのようなメニューがあるのか分からないという問題は解消されなければいけないと思えます。

もう1点が今回の3に関連するところだと思うのですが、その選んだADR機関の中でどのようなプロセスが実現できるかということに関しても、ADR機関で実際に話し合いをする前の段階で、ある程度の情報がインターネット上で入手できる方がよいのではないかと考えております。その際に、各ADR機関に個別に問合せをして回答を得るとするのは、現実的ではありませんので、先ほど出井委員がおっしゃられたような、ADRのプロセスの各ステージに分けて、提供されるべき情報というものも、例えば、インターネット上に説明が書かれていて、法律用語には、辞書機能などで用語についても調べることができてというような形で、各ADR機関が説明をする際にも参照できる、情報源みたいなものが一元的に用意されているとよいのかなと。そうすれば、例えば、ADR機関を利用される方に対して、こういった情報があるので、まずは、見てみてくださいというような形でお話しておけば、その後ADR機関には、個別具体的な話を相談しに行くことができます。どこがどのような形でこういう情報源を作るのかという問題はあると思うのですが、そのようなものがあると、利便性の向上という点でよいのかなということ、2と3に関連したところになりますが、発言をさせていただきました。

以上です。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。広報と個別の説明と、双方に関連するお話として、ユーザーがネット等で一覧的な形ですぐに見ることができるもので、かつADR機関の側からも説明の際に資料として参考に引用したり、参照の指示をしたりするという形での役に立てるような、そういった情報提供というものも考えられるのではないかというお話だったかと思えます。どうもありがとうございます。

それでは、佐成委員、お願いいたします。

○**佐成委員** 皆様方の御意見には特に異論はございません。特に、一律に説明の内容を義務付けるとか、そういった必要性は必ずしもないというふうに思います。逆にちょっと申し上げたいと思ったのは、この紛争当事者に対する適切な説明の在り方ということでは、説明の相手はあくまで個別具体的な紛争当事者ということになりますので、その紛争内容の個別性といえますか具体性の中で、説明すべきものというのはそれぞれ変わってくるはずでございます。その点は一律に決めるべきものでは全くなくて、むしろ、手続実施者がそういったところに十分配慮する必要があるのではないかというふうに思います。ですから、手続実施者が行うべき説明、あるいは手続を進める上での当事者に対する配慮にも、手続の分かりにくさ

や、誤解をしている可能性なども考慮して、個別具体的に配慮していくということも必要です。しかも、メニューが増えてくるということになれば、紛争当事者に個別具体的に配慮していく必要性も非常に高まるのではないかというふうに感じております。そういう意味で、手続実施者の善管注意義務といえますか、そういったところも意識する必要があるのではないかというふうに感じております。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。内容が一律のものであることは望ましくないという先ほど来の御指摘にも関連するところですが、個別の当事者の事情であるとか個別の案件の事情を十分に配慮した形での説明がADR機関等からされるべきであろうという御指摘であったかと思えます。

では、出井委員、お願いいたします。

○出井委員 再度の発言をお許してください。ただいまの佐成委員の御発言とも関連するわけですが、やはり手続実施者、これはADR機関ということもそうだと思いますけれども、特に手続実施者ですね、手続実施者が当事者に対してどういうことを説明しなければいけない、すべきなのかということは、今回新たな制度が導入されるので、それを契機として議論されていますが、実は別に執行力云々の問題がなくても、そこは意識しなければいけない問題なのだと思います。例えば、当事者はそもそも和解あっせん手続とか仲裁手続とか、それがどういうものかも分からずに手続に参加している場合も多いんですね、なので、この手続が一体どういう射程でどういう出口があるのかとか、その辺りをやはり手続冒頭段階、あるいは場合によっては手続の途中で当事者に説明をすると、これは今回の執行力付与とは直接の関係はないかもしれませんが、そこは大事だと思いました。1回か2回前の発言とも関連しますけれども、ここで成立する和解にどういう法的効力があるのかということは、全くの紳士協定ではないし、かといってそのまま執行力が得られるわけではない、執行力を得るためには民事執行合意をして、それはもちろん認証ADR機関であるという前提ですけれども、民事執行合意をして、裁判所の執行決定を得なければいけないですよとか、その辺りのことは、やはり説明をしなければいけないのだと思います。

それから、もう1点、これは今回の制度を導入したことによって生ずる問題だと思うのですが、先ほど川口委員がおっしゃった利害関係情報の問題ですね。これは今、条文を見ましたら、利害関係情報に関しては、6条の3号と4号が関係してきて、これは認証の条件ですけれども、そういうことを定めているということが認証の条件になるのですが、利害関係を有することその他、民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該手続実施者を排除するための方法とあって、排除という問題と利害関係情報の開示という問題は、重なる部分はありますけれども、若干違うんですね。おそらく今後、先ほど執行拒否事由の中に入りましたので、特に認証ADR機関においては、この利害関係情報の開示の問題は、しっかり措置をしておかなければいけないということになるのだと思います。これは先ほど川口委員がおっしゃったように、非常に重要なところですので、説明とはまた若干違いますが、同じ段階で問題になることとして、ここは改めて申し上げておきたいと思えます。

更に言うと、この問題は最初の私の発言にも関係しますが、認証ADR機関だけではなく、やはり同じようなことは認証を受けていない弁護士会等でも、それに倣ってといい

ますか、やはり公正なADRということで、それに倣ってそういう措置をするかどうかを少なくとも検討はしなければいけないのではないかと考えております。

○**垣内座長** ありがとうございます。私、出井委員の発言の前半部分で若干接続が途切れた時間帯がありましたので、全てをお聞きすることができていないのですけれども、前半のところでは、特に手続実施者による説明の重要性であるとか、和解が成立した場合の法的効力等に関する説明の重要性について御指摘であったように理解をいたしました。また、後半では川口委員が指摘された手続実施者の公正性、独立性の問題に関して、現在のADR法上の認証要件の規律と開示の問題との関係、必ずしも両者が一対一で重なるものではないということから、今後、開示の在り方について、これは認証機関に限らず、検討していく必要があるのではないかと、こういう御指摘を頂いたかと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、ほかにさらにこの3の部分について、説明義務の内容等に関する部分ですけれども、御発言はございますでしょうか。これもオブザーバーの方も含めて、何か御発言があれば、さらに頂ければと思えますけれども。おおむねよろしいでしょうか。

それでは、この3の点については、取りあえず以上とさせていただきます、引き続き、この資料の次の4の部分ですね、既に関連するお話も出ているかと思えますが、適式・適格な特定和解の成立を担保するための措置という部分に進みたいと思えます。この点についても、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○**渡邊参事官** 資料1の4を御覧ください。要綱案のたたき台で提案されているところでは、一定の類型に該当する紛争に係る特定和解ですとか、あるいは執行拒否事由のある特定和解については執行決定を得ることができない、あるいは執行決定を得るには一定の要件を備えた適式な書面あるいは電磁的記録が記録された記録媒体の提出が必要とされております。したがって、特定和解が成立したといたしましても、認証紛争解決事業者において適式な書面が作成、保管されていないということであったり、あるいはその内容に執行拒否事由に該当するものが含まれていたり、あるいは給付内容が特定されていない、そういうことのために債権者において執行決定を得ることができず、結局権利の実現を図ることができないというような事態が生じる可能性があります。こうした事態の発生を防止するためには、適式・適格な特定和解の成立を担保するための方策についても検討をしておく必要があるかと思えますので、その方策についてもまた同様に皆様のアイデアなどを頂戴したいと思っております。

以上です。

○**垣内座長** 御説明ありがとうございました。

それでは、この点につきましても、ただいまの説明を踏まえまして、御質問あるいは御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

上田委員、お願いいたします。

○**上田委員** ありがとうございます。4につきましても私の意見は先ほど全て申し上げてしまいましたので、資料につきましても簡単な御説明だけをお伺いしたいと思います。資料の3ページの4の2段落目、したがって以降の段落の下から3行目ぐらいですか、「反対に、成立した特定和解に執行拒否事由に該当するものが含まれているのに、当事者……が任意の履行をすることにより、損害を被る事態が生ずることも」とありますけれども、執行拒否事由があったとしても、実体法上の、例えば不当利得とか不法原因給付を生じさせるかとはまた別

論のようにも思いますので、ここの御説明についての御趣旨を事務局にお伺いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○**垣内座長** それでは、お尋ねですので、これはどちらにお尋ねするのがよろしいでしょうか。

○**大久保部付** 事務局の大久保から説明をさせていただきます。御質問については、資料3ページにあります損害というものについて、合意に基づいて履行した金銭の支払等については損害といえないのではないかと御趣旨かと思っております。確かに御指摘のとおりでございますが、これを損害とどうかはともかくとして、資料に記載しました趣旨といたしましては、本来執行決定が得られない、すなわち執行力付与が前提とならないにもかかわらず、あたかも執行力付与が前提となるかのような特定和解が成立することによって、当事者の誤解を持ったまま履行されてしまう、その点が問題であろうという意識を持って記載した次第でございます。

回答としては以上とさせていただきたいと思います。

○**垣内座長** そのようなことですが、上田委員、よろしいでしょうか。

○**上田委員** 理解いたしました。ありがとうございます。

○**垣内座長** ありがとうございます。この点は、執行拒否事由と基礎となる和解の有効性との関係というのか理論的には一つ問題となるころだろうと思っておりますけれども、執行拒否事由のうち効力を有しないという類型のものは、これはすべからず和解も無効ということでしょうから、損害というものが、通常は無効の和解であるのに弁済したといったようなことになると、問題となり得ると。場合によってはそこがずれることがあり得るとすると、その場合どう考えるのかといった、理論的にはいろいろと論ずべき問題が残されているところかもしれませんけれども、その辺りの解釈の問題となるかと思っておりますけれども、資料については今御説明のあったような趣旨で記載がされているということかと思っております。

それでは、その他、さらに御発言ございますでしょうか。

では、山田委員、よろしくお願いいたします。

○**山田委員** ありがとうございます。ちょっと質問させていただければと思うのですが、今話題にもなりましたが、この執行拒否事由のうち(4)でしょうか、この契約において定められた手続の準則に違反して、それが重大で、和解の成立に影響を及ぼすというようなことがその執行拒否事由として話題に挙げたという場合には、ADR機関における手続記録の何か相当部分を裁判手続に出していただくとか、証言を求めるといったようなことも起こりそうな気がするのですが、各ADR機関においてどこまでの記録を両当事者に開示をするのかどうかといったようなことというのは、今でも決めているのかもしれませんが、訴訟になったときにどうするのかといったようなことというのは、各機関で決めているという前提でよろしいでしょうか。

○**垣内座長** 手続の記録等が、その後生じた訴訟等との関係でどのように取り扱われることになるのかという点について、現状、各機関で十分な対応がされているのかといった御質問かと思っておりますけれども。事務局、いかがでしょうか。

○**渡邊参事官** 今の御質問の点は、必ずしも一律にこうしなさいということは決まっていないという理解です。実態として、それぞれの利用者からの求めに応じて認証紛争解決事業者の方でどういった対応がされているのかということについては、私ども必ずしも把握しているところではございません。もしかしたら手続実施依頼契約をされた際に契約書を作成してい

るのであれば、そのような事柄についても約定され、そのことの記載があるのかもしれませんが、そういった点も含めて、詳細に承知はしておりません。御指摘のありましたように、これが執行拒否事由ということになるのであれば、認証ADR事業者としてどういった対応をしていくのかということの一つの検討課題になるだろうと思いました。

以上です。

○**垣内座長** 山田委員、よろしいでしょうか。

○**山田委員** はい、ありがとうございます。おっしゃるように、その検討をしていただくということと、それから、例えば、特に交互面接をしたときの記録をどうするのかとか、あるいは手続実施者に証人尋問や審尋の求めがあったときにどうするのかといったようなことを少し検討しておく必要があるのではないかというふうに思いました。

以上です。ありがとうございます。

○**垣内座長** 大変重要な問題点を指摘いただいたかと思えます。

それでは、出井委員、お願いいたします。

○**出井委員** 出井です。私も今、山田委員が御指摘の点を質問しようと思っていたのですが、少し戻って、この資料の3ページのしたがってで始まる段落のところですが、特定和解が成立したとしても、認証紛争解決事業者において適式な書面が作成、保管されていなかった、ここでいっている適式な書面というのは、その前の段落でいっている和解合意書及び、特定和解ですから、民事執行の合意も含むのでしょうか、そういう書面だけのことなのでしょうかということをお聞きしたかったのです。ただ、今の山田委員と事務局の受け答えだと、必ずしもそれには限られないような感じも受けたのですが、そこはいかがでしょうか。

○**垣内座長** ここで記載されている適式な書面というものの意味内容についてのお尋ねですけども、事務局、いかがでしょうか。

○**渡邊参事官** この文脈での適式な書面といいますのは、要綱案のたたき台で示されている執行決定の申立てに必要な添付書類のことを申し上げております。先ほど山田委員と私の方でやり取りをさせていただいたのは、それとは別の話でございまして、執行拒否事由として掲げられている(4)、手続の準則違反、これを債務者側の方で立証する場合に、何がしかの裏付けとなる証拠が必要になる場合に、認証ADR事業者としてどういう対応をすべきか、するとしてどういう形での協力ができるのか、こういったところについて検討を進めていく必要があるのではないか、こういった趣旨のことを申し上げたつもりでした。

以上です。

○**出井委員** 分かりました。そういう前提で、先ほど渡邊参事官と山田委員の間でやり取りされた問題ですが、これは結構難しい問題で、これは今後、運用上の問題として、おそらく各機関の規則あるいは取扱いになると思いますが、そこで検討しなければいけない問題だと思います。山田委員がおっしゃったような場面というのは結局、執行拒否事由が争われて、そのときに一方当事者が執行拒否事由のありなしを主張することになるんですね。そのときにその証拠方法として、ADR機関の書類とか、さらには証人尋問までおっしゃったのですが、それが証拠資料として出てくる可能性はもちろんあるわけですけども、それをADR機関の側が提供するのかどうか、あるいは手続実施者が提供するのかどうか、そういう問題で、これはなかなか難しい問題だと思います。

二弁仲裁センターの取扱いを紹介しておきますと、今まで、もちろん執行拒否事由とかそ

ういう場面ではなくて、別の訴訟で、二弁仲裁センターでの和解あっせんがどうやって行われていたのかとか、そういうことが立証課題として問題になった場合があって、文書送付嘱託がされたのに対し、嘱託には答えませんでした。あと、今まで私は経験ないのですが、例えば、手続実施者が手続をどういうふうに行われたのかの証言を求められた場合、これは手続実施者が弁護士であれば、民事訴訟法197条で証言を拒絶しなければならないということになります。問題は弁護士以外の場合ですね。証言拒絶権はありませんので、そこをどうするのかという問題があります。さらには、文書提出命令がかけられた場合、ADR機関としてはどう対応するのかと。二弁仲裁センターではそれに対しては、弁護士の証言拒絶権を援用して文書提出は拒絶するという申合せをしておりますけれども、果たしてそれが国法上正しいのかどうかという問題があります。

これも両方の立場から考えなければいけなくて、確かに執行力が付与されるということになって、執行決定が取りやすいようにするために、ADR機関としてもそこは何かのサービスをすべきなのか、それとも、そこは中立の立場なので、裁判所から命令があった場合以外は、そこはもう一方当事者だけの協力というのはいらないということにするのか、ここはなかなか難しい問題がありまして、おそらくこれから各機関、あるいはADR協会等で、その辺りの取扱いは十分検討しなければいけないと思います。私も考えがまとまっているわけはありませんが。

○垣内座長 どうもありがとうございます。御指摘のように大変難しい問題で、問題としては従来からADR和解合意の効力、有効性等が争われ得るということは理論的にはあったところで、先ほども実例の御紹介も若干ありましたけれども、後続する訴訟等での資料提出等が問題となることはあり得たところかと思えます。それとの関係で、ADRのプロセスにおける広い意味での秘密の扱いをどうするかといったこと等が問題となるところで、諸外国の法令等でも、効力が争われた場合については開示が義務付けられるであるとか、許されるであるとかいったような規律も見られるところかと思えますが、今回執行決定という形でADR和解に続いて裁判手続が発生するという可能性が増大するということになると、その点もさらに重要、現実性を帯びてくるということかと思われまので、御指摘のように、今後検討が必要な課題だろうと思えます。

それでは、斉藤委員、お願いできますでしょうか。

○斉藤委員 今の問題は非常に大きい問題だなと思ってお聞きしておりました。多分、執行決定裁判所からADR機関に照会をかける、あるいは、そこで文書提出命令などの手続の利用ができるのか、できないんでしょうかね。いろいろと場面を考えた場合にも難しい問題がいっぱいあるなというふうに今、聞いていました。

そういう難しい問題があるというのを前提にした話ですが、検討の例の一つ目の・ですが、では実際にその記録の作成、保存をどうしたらいいかというところに、実務的な話です、に関しては、おそらく参考になるのは、公証人はどうしているか、民事調停を行う簡易裁判所、それから家事調停についての家庭裁判所ではどういう記録の作成、保存をしているのか、ここが非常に参考になるだろうなというふうに思います。それが開示できるかどうかという大きい問題は後にあるのは別としても、実務的にはそこを見ながらというか、情報を集めながら見直しを考えていくという方策になるだろうと思えます。

二つ目の・ですが、弁護士助言措置、特に和解案の提示、和解の成立時等におけるという、

これは多分、執行力の問題からいうと、かなりマストに近くなるのではないかなと思います。さらに加えて、小澤委員からも最初の方でお話があったように、例えば登記条項であれば、法務局にすぐ問合せができるような手当てというか、運用になるんですかね、そういう道が開けるような、そういう周辺の情報収集が可能になるような地ならしもこの機会に必要なかなと思います。

それから、三つ目の・で、この講師ですね、人の確保がやはり研修においてはとても重要だと思います。そういう意味では、どの機関がこの特定和解に関してどういう研修を行って、そのときにどんな講師を呼んだのがどこか分かるようになるといいですね。認証ADRに関するニュースみたいなものが定期的に発行されていると思うので、そういうところで、こういう研修がありましたということ、その前にどうやって情報を集めるかということが先の問題にはなるのですけれども、その研修情報などをかなり集めて知らせていくという努力があると、ああ、こういう講師をうちでも呼んでみようかというふうに広がりが見えるかなと思います。

以上です。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。記録の作成、保存について、広範な情報収集を踏まえた検討が必要であることであるとか、弁護士助言措置の重要性、あるいは登記所を含めた関係各所との連携についての地ならしの必要性、また、講師の確保や研修についての情報共有、これはかいけつサポート通信などの活用といった御示唆もあったかと思えますけれども、そういった御発言を頂きました。ありがとうございます。

では、川口委員、お願いいたします。

○**川口委員** 川口でございます。直接的な意見ではないのですが、本検討会はODRの推進のための検討会でもありますので、ODRにおいても実現可能な方法での適切、適格さという視点も必要なのではないでしょうか。例えば、当事者の同一性については、完全にオンライン上で完結させるのは、現状で提供されている電子署名サービスでは容易ではないように思われます。一方で技術の進歩や行政手続を含めた各種手続のデジタル化は急速に進んでいますので、現状では困難であっても、将来的にはオンラインで行うメリットと執行力が付与されるメリットの双方を利用者が享受できるよう、可能であればガイドラインの記載を工夫されてはいかかと思いました。

以上でございます。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。正に本検討会の趣旨にも関わるところで、オンラインでの合意も考えたときに、どのような形でこの執行決定に必要な添付文書等が提出できるのかといった辺りも更に検討が必要ではないかということかと思えます。ありがとうございます。

出井委員、お願いいたします。

○**出井委員** 時間がない中で恐縮です。何人かの方から出た、法6条5号の弁護士助言の在り方の問題について一言だけ申し上げておきたいと思えます。先ほど斉藤委員がおっしゃったように、執行力が与えられる民事執行の合意をする場合は、おそらくこの弁護士助言がマストになるのではないかということは、そこはそのとおりだと思いますが、弁護士助言が必要になる場面というのは、言わずもがなですけれども、そういう場面だけではなくて、それから、先ほどどなたかがおっしゃった、適用除外に当たるかどうかとか、そういう場面だけで

もなく、そもそも法律の条文は、法令の解釈、適用に関し専門的知識を必要とするときにということで、非常に広く書かれています。したがって、ADR法を作ったときに議論したときには、難しい法律問題ということの意味は、例えば和解条項で、ある条項が別の条項の条件になっていたりとか、結構複雑な和解条項を作る場合があったり、それから第三者の権利義務が関係してきているのに安易に和解条項に入れてしまったりとか、結構、実体法上はそんなに難しくなくても、和解条項というのは複雑な場合があるんですね、その辺りも含めて、この助言が必要なきに当たるといふ議論をそのときにはしていました。それと、当事者の間に情報の非対称性、あるいは力の格差があるような場合ですね、果たして真意に基づく和解なのかどうか、その辺りをきちんと吟味しなければならない、そういう場合にも弁護士助言というのは必要になるのではないかと、それから、家事で出てきましたが、子供の権利にも配慮しなければならないような場合、その辺りはやはり弁護士助言が必要な場合として今までも議論されていたと思いますので、今回のことにおいて変わるものではないということは申し上げておきたいと思います。

○垣内座長 どうもありがとうございます。御指摘のとおり、現行のガイドラインでも、どのような場合に法令の解釈に関する専門的な知識が必要なのかということについて、幾つかの例を挙げて御説明がされているところで、その基本は今回新たな制度が導入されることによって必ずしも変わるものではないという御確認を頂いたかと思えます。それに加えて、執行合意の関係等で更に弁護士助言が重要な場面が出てくるのではないかと御指摘も併せて頂いたかと思えます。

いかがでしょうか、この4の点につきまして、さらに御発言ございますでしょうか。あるいはこの点も、もしオブザーバーの方で御発言の御希望があれば承りたいと思えますけれども。おおむねよろしいでしょうか。

それでは、この点につきましても大変活発に御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

資料で具体的にお示ししている項目は以上となりますけれども、その他、この新たな制度の導入を見据えて検討すべき課題等、もし御意見などさらにございましたら、頂ければと思えますけれども、何かさらにございますでしょうか。

佐成委員、お願いいたします。

○佐成委員 新たな検討すべき課題というべきなのかどうか分からないですけれども、ずっと前の川口委員の発言にもございましたとおり、今回、B to Cが執行力付与の対象から外れたという点につきましては、企業側にとりましても大変残念に思います。多くの企業は、B to Bのみならず、B to Cの紛争を抱えていますし、とりわけ私の所属する企業では紛争の大半がB to Cに関します。今回の制度改正では、認証ADR機関の魅力は、その点では現状とさして変わりませんので、紛争解決の選択肢としては認証ADR機関よりも、やはり従来どおり民事調停を使い続けるだろうと思えます。その意味で今後とも、ぜひB to Cへの執行力付与の方向性を追求して欲しいと思えます。この議論の資料を見ますと、賛否は拮抗していたようなことも書いてありましたしそれが特に重要だというのは、ODRの面です。ODRに関しては、やはり消費者紛争といえますか、B to Cの問題というのは非常に大きな領域になるのだろうと思えます。今後を見据えると、やはりそこら辺をうまく取り込んでいくということは重要ではないかと思えます。今回は対象外になりましたけれども、今後と

もODRの推進ということを考えれば、そこはしっかりと手当てしていかないと、制度としてちょっと官民のイコールフィッティングにならないんじゃないかというふうに感じております。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。今回は適用除外とすることが想定されているB to C紛争について、更に検討が必要ではないかと、特にODRの関連でも重要であるという御指摘を頂きました。ありがとうございます。

そのほか、さらに御発言おありでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、この資料1「新たな制度の創設を見据えた将来的な検討課題の整理」ということに関する議論につきましては、以上ということにさせていただきたいと思っております。

それでは、引き続き、議事次第で申しますと3番目ですが、パブリックコメントの結果について事務局から御説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 昨年10月の本検討会におけるADR法の規律等の見直しに関する取りまとめに向けた検討を踏まえまして、ADR法第11条第2項の改正、ADR法施行規則及びガイドラインの改正案につきまして、昨年の11月19日から12月20日の間、パブリックコメントを実施いたしました。

具体的には資料4を御覧いただけたらと思っておりますけれども、1枚目は、これまで所定事項の事務所への掲示を義務付けてきたADR法第11条第2条の規律を改め、インターネットの利用その他の方法による公表を可能にする改正案についてのパブリックコメントの結果となります。提出された意見は4件でございまして、いずれの意見も賛成を表明するものでございました。

2枚目は、ODRを実施する事業者が増加していることに鑑みて、事業報告書の内容を見直すADR法施行規則の改正案、それから、情報通信技術の利用に関連するガイドラインの改正案についてのパブリックコメントの結果となります。提出された御意見は6件でして、賛成を表明する意見が多かったと思われませんが、一方でセキュリティ対策に関する懸念等の意見も表明されているところでございまして、これらの御意見に対する法務省の考え方は資料の表に取りまとめましたとおりでございます。

以上のとおり御報告させていただきます。

○垣内座長 御説明ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特段御発言はございませんでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、このパブリックコメントの結果につきましては以上とさせていただきます。

そうしましたら、以上で予定していた議事については終えることができたということになるかと思っております。ちょうど時間も参っておりますので、それでは、本日の議論についてはここまでということにさせていただきたいと思っております。

事務局から、今後の日程等について御説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 次回第18回は、2月28日午前10時から正午までを予定しております。場所は、追って事務局から御連絡差し上げたいと思っております。

○垣内座長 ありがとうございました。

それでは、本日の会議については以上とさせていただきます。本日も大変御熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。

本日は閉会いたします。ありがとうございました。

—了—